

成蹊会カードの年会費は、会員特約第3条をご確認ください。

2025年12月9日改定

成蹊会カード会員特約

第1条(カードの名称および入会の方法)

1. 本カードは一般社団法人成蹊会(以下「成蹊会」といいます。)および三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が提携して発行するもので、カードの名称は「成蹊会カード」(以下「本カード」といいます。)と称します。
2. 本カードの会員は、成蹊大学の大学生・大学院生(以下「在学生」といいます。)、成蹊会会員、成蹊学園教職員および成蹊学園在校生の父母を加入対象とし、本特約ならびに三菱UFJニコスの定める個人会員規約(以下「会員規約」といいます。)を承認のうえ成蹊会を通じて三菱UFJニコスに申込み、成蹊会および三菱UFJニコスが入会を認めた方(以下「会員」といいます。)とし、三菱UFJニコスが本カードを貸与します。ただし、在学生が本人会員として、本カードの申込みをした場合、家族会員の申込みをすることはできないものとします。
3. 会員は、成蹊会が付与する資格(以下「成蹊会カード会員資格」といいます。)と三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)を有するものとします。

第2条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、成蹊会は、これらの提供に関して、会員と三菱UFJニコスとの間に生じる紛議に対し、一切の責任を負いません。
2. 会員は、成蹊会が提供する特典およびサービスを受ける場合、成蹊会所定の方法でその提供を受けるものとします。成蹊会は、特典の内容、適用期間、適用範囲等を成蹊会が発行する会員向け機関紙等において明らかにするものとします。なお、三菱UFJニコスはこれらの提供に関して、会員と成蹊会との間に生じる紛議に関して一切の責任を負いません。

第3条(本カード年会費)

本カードの年会費は以下の通りとします。

(税込)

ゴールド カード	本人会員:5,500円
	家族会員:1名無料 2人目から1名につき550円
一般 カード	本人会員:825円
	家族会員:1名につき275円
学生 カード	本人会員:在学期間中無料*
	家族会員:お申込みいただけません。

*ご卒業後は、一般カードへ切替えとなり所定の年会費を申し受けます。

第4条(在学生に対する特則)

1. 在学生に対し発行する本カード(学生)のショッピング利用可能枠は、原則で30万円を超えない範囲で三菱UFJニコスが定めるものとします。また、会員は三菱UFJニコスの提供するキャッシングサービス・カードローンは利用できないものとします。
2. 卒業予定年度に卒業をしない在学生である会員が、本カード(学生)に付帯する三菱UFJニコスの保険適用を受ける場合、および三菱UFJニコス所定の年会費の免除を受ける場合には、毎年三菱UFJニコスへ届出るものとします。
3. 在学生である会員は、事前に届出した卒業予定年度内の所定の時期に三菱UFJニコスが審査した結果により、本カード(学生カード以外)の発行が行われない場合があることをあらかじめ了承します。本カード(学生カード以外)に切替後は、三菱UFJニコス所定の年会費が適用されます。また、会員規約に定めるキャッシングサービス・カードローンに関する各事項が適用されます。

第5条(会員資格の喪失)

会員が、本カード加入対象者資格を失うなどして成蹊会カード会員資格を取消されたとき、または三菱UFJニコスから三菱UFJニコス会員資格を取消されたときは、他方の会員資格も喪失するものとします。ただし、このことにより成蹊会会員の方が成蹊会会員資格を喪失するものではありません。

第6条(個人情報の提供と利用に関する同意)

1. 本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」といいます。)の特約として定めるものであり、申込者または会員は次の

とおり、成蹊会および三菱UFJニコスが以下の個人情報を以下の目的で相互に提供し利用することに同意します。

(1) 三菱UFJニコスが成蹊会に対し、提供する情報と成蹊会における利用目的

① 提供する情報

- イ. 入会申込書および入会後に提出した届出書等に記載された、あるいは申告いただいた事項
- ロ. 入会審査の結果および三菱UFJニコス会員資格喪失の事実（理由を除きます。）
- ハ. 本カード会員番号と有効期限
- 二. 本カードの利用情報（信用情報を除きます。）

② 利用目的

- イ. 成蹊会の本カードに付帯する会員向け特典およびサービスの提供
- ロ. 成蹊会の本カード会員管理

(2) 成蹊会が三菱UFJニコスに対し、提供する情報と三菱UFJニコスにおける利用目的

① 提供する情報

- イ. 申込者の成蹊会の在籍状況と在籍番号
- ロ. 会員が成蹊会に届出た住所などの属性変更情報
- ハ. 成蹊会カード会員資格喪失の事実

② 利用目的

- イ. 申込者の成蹊会の在籍確認
- ロ. 三菱UFJニコスの会員管理
- ハ. 三菱UFJニコス所定の本カードに付帯する会員向けサービスの提供
- 二. クレジット関連事業における市場調査・商品開発

2. 成蹊会および三菱UFJニコスは、前項の個人情報の相互の提供と利用について、個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。

第7条(適用)

本特約に定めのない事項は、会員規約または同意条項が適用され、本特約と会員規約または同意条項との間で抵触がある場合には、本特約が優先されるものとします。

<ご相談窓口>

成蹊会に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関する問合せについては下記にご連絡ください。

一般社団法人成蹊会

〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1

TEL. 0422-51-2244

TG999999
070111 25.12 XX